

■法定外公共物に関する主な手続き

法定外公共物を売却のための用途廃止や特定目的のための使用(占有)、境界の確認などをしようとする場合は手続きが必要です。

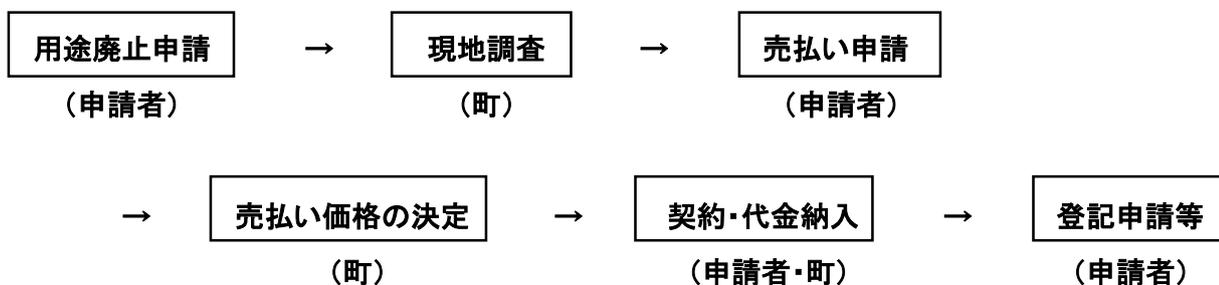
(1)売却を伴う用途廃止

「用途廃止」とは、特定の行政目的(道路・水路)の用に供していた行政財産を、その用に供する必要がないものと認めてその用途を廃止し、普通財産にする手続きをいいます。

法定外公共物の売払いを受けようとする場合、用途廃止して普通財産にしないと売り払うことができないため、必要になる手続きです。

申請にあたっては、隣接者及び区長等の同意を得ていただく必要があります。

用途廃止(売払い)手続きの主な流れ



<必要書類>

- ・法定外公共物用途廃止申請書
- ・普通財産売却申請書
- ・利害関係人(区長等)の同意書
- ・隣接土地所有者の承諾書
- ・位置図
- ・公図の写し
- ・地積測量図
- ・現況写真

※地積測量図等の作成にかかる費用については、申請者負担でお願いいたします。

※登記申請等に必要となる書類については、契約・代金納入が完了した時点でお渡しいたします。

(2)使用許可申請

法定外公共物は、その機能(道路・水路の機能)を確保するため構造物による占有は認められませんが、その機能を防げない程度において、使用許可を受けることができます。(隣接者及び、利害関係人などの同意が必要です。)

例えば、住宅への進入路として水路等に橋をかける場合、排水管を里道に埋設する場合等が挙げられます。

〈必要書類〉

- ・法定外公共物使用等許可申請書
- ・位置図(縮尺5万分の1以内)及び現状写真
- ・地積図(公図)の写し
- ・実測平面図
- ・土地を使用する場合にあつては、面積計算書及び丈量図
- ・工作物を新設し、改築し、又は除却する場合にあつては、当該工作物の設計図(除却の場合にあつては、構造図)及び工事の施工方法を記載した書類
- ・土石その他の産出物を採取する場合にあつては、採取量の積算の基礎及び採取方法を記載した書類
- ・申請に係る行為に関して他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とするときは、これらの処分を受けていること又は受ける見込みであることを証する書類
- ・使用し、又は収益しようとする法定外公共物についての利害関係人の同意書
- ・前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※申請にかかる費用(公図等)については、申請者負担でお願いいたします。

(3)境界確定

法定外公共物(里道・水路)と民有地の境界について、地積更正や分筆等をされる場合は、境界確認申請をしていただき、里道・水路の管理者である町及び隣接地の所有者の立会・協議により境界を確定することになります。

里道・水路の境界確定にあつては、紛争を防ぐため、申請地及びその隣接地並びに対面地の地権者の立会のもとで境界を確定します。

〈必要書類〉

- ・道路敷地境界確認申請書
- ・公図写し
- ・土地所有者全部事項
- ・現地実測図
- ・現地案内図
- ・その他に必要なもの

※申請にかかる費用(公図等)については、申請者負担でお願いいたします。

境界確定手続きの主な流れ

